



第 2 部

第 3 期松阪市地域福祉計画



これまでの松阪市地域福祉計画の評価と課題

第1節 第1期地域福祉計画策定までの経過とその後の進捗

- 市では、平成17年1月に誕生した新市において全地区での地区座談会を実施し、平成17年度末から平成18年度にかけて100人委員会を開催して協議を重ねるとともに、平成19年度に「松阪市地域福祉計画編集委員会」において計画原案をまとめ、平成20年に「第1期松阪市地域福祉計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。
- この計画の大きな特徴は、地区座談会や100人委員会など多くの住民が参加し、策定されたことにあります。
- 計画は、「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪」を基本理念に掲げ、「人と人とのつながりのあるまち」（絆）、「一人ひとりが主役になれるまち」（立）、「安心して暮らせるまち」（安）、「意識を高め、学びあうまち」（学）、「歴史と文化を大切にし、伝えていくまち」（伝）を基本目標に、それを具体化するための地域が主体となって取り組む「住民主体の活動への提言」と、それを支援する「市・松阪市社会福祉協議会の取り組み」で構成しました。
- 松阪市地域福祉計画は、市における地域福祉活動推進の方向性を多くの住民の参加によって協議し、合意しました。第1期計画の策定を受けて松阪市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）は、平成21年3月に43のおおむね小学校区ごとに策定した「小地域福祉活動計画」を支援し、小地域ごとに必要な活動プログラムを住民とともに明らかにしてきました。
- このように市及び社会福祉協議会は、両計画の策定を通じて今後の地域福祉の目指すべき目標（地域福祉計画）とそれぞれの小地域において取り組むべき活動プログラム（小地域福祉活動計画）を策定しました。
- また、社会福祉協議会は、平成23年3月に「地域福祉活動推進計画」を策定し、小地域ごとの計画を推進するための支援体制として、市内を9つのエリアに分け、それぞれの地域担当者を配置する「地域担当制」を導入し、小地域福祉活動の推進を支援してきました。

- さらに、平成 23 年度には、それら 3 つの計画に基づく具体的な推進事業として「地域支え合い体制づくり事業」に取り組み、市内のモデル地区において地域社会における日常的な支え合い活動を行う体制整備の推進を図ってきました。暮らす地域の環境によって関わりや支援方法は形を変える必要がありますが、住民と専門職が連携・協働を深めることによって魅力ある地域づくりにつながることの検証を図ってきました。
- その後、計画の基本単位であった全 43 地区で様々な地域団体を包括した「住民協議会」が設立されました。

第 2 節 第 2 期計画（松阪市地域福祉計画実践プラン）の策定

- 第 1 期計画を継承した平成 25 年度からの第 2 期計画（以下、「実践プラン」という。）は、全地区で住民協議会が設立されたことを踏まえ、小地域での地域福祉の推進主体として住民協議会を中核とした、より実践に即した地域福祉の推進体制の確立を目指して策定しました。
- 実践プランでは、第 1 期計画の基本理念（「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪」）と 5 つの基本目標を継承し、それを実現していくうえで重点的に取り組む 4 つの項目を重点推進項目（① 地域福祉の「土台」としてのつながりづくりのための取り組み、② 要援護者カルテの作成と日常からの見守り体制の強化、③ 自主財源の確保、④ 人材育成プログラムの開発と人材ネットワークの強化）として掲げました。
- おおむね小学校区を範囲として設立された住民協議会は、その地域内に存在する各種団体のネットワーク化を図ることで、これまで一団体が取り組んできた事柄に対しても、地域住民の連帯感を持って「地域の和」を広げていくことができます（総合調整機能）。地域の住民及び自治会をはじめとした各種団体が参画、協力するかたちが住民協議会です。
- そこで、実践プランは、原則としてはこのような総合調整機能を持った住民協議会が、多くの住民を巻き込んで地域福祉推進の中核となっていくことを想定して策定しました。
- また、住民協議会が各種団体の総合調整機能を持つとすれば、行政や社会福祉協議会の関係部局も総合的に住民の活動を支援していくことが必要になります。特に、地域活動について「どこの窓口で相談してよいかわからない」といった事態が起こらないように、実践プランでは、住民の福祉活動を専門職が支えていくための支援体制として、行政関係部局や社会福祉協議会担当者によるサポートチー

ムを創設しました。

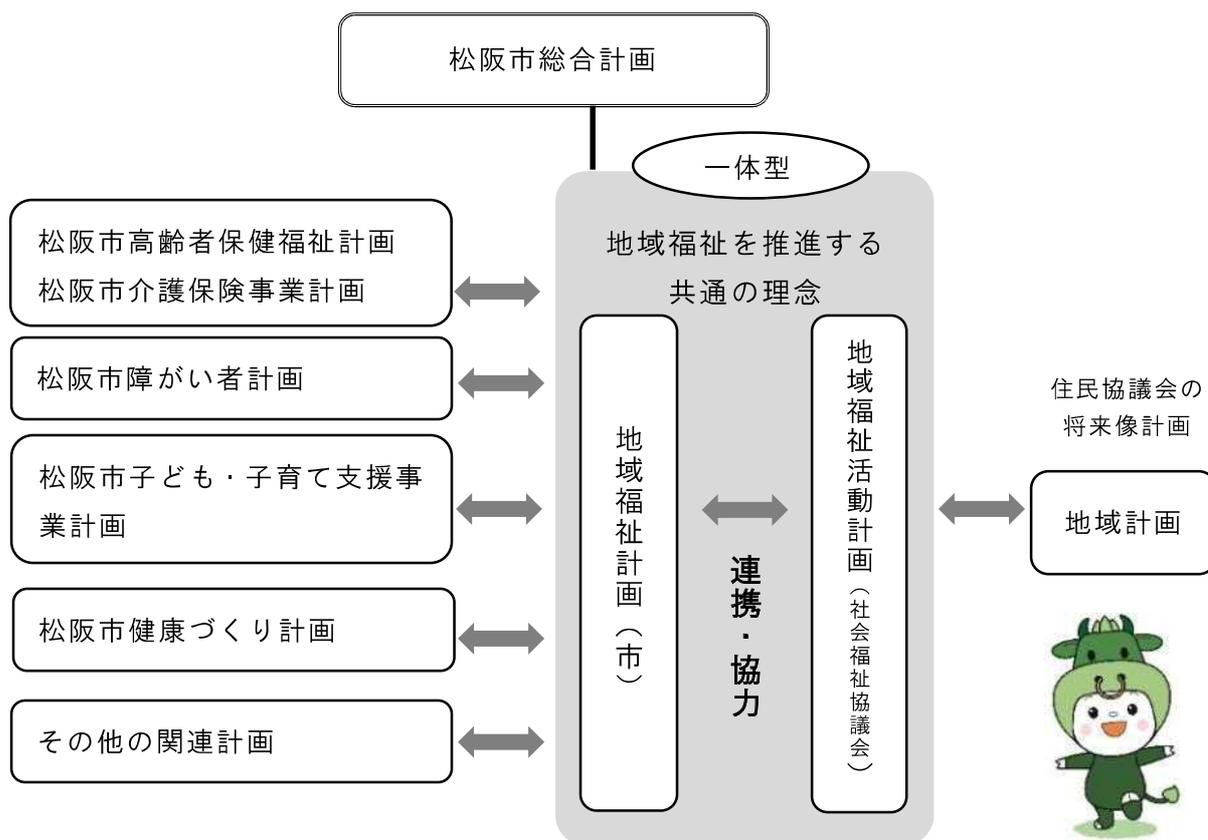
第3節 実践プランの評価と課題

- 実践プランの進捗を評価するために、全43地区の住民協議会に対する聴き取り調査を実施しました（平成29年2月）。
- 聴き取り調査の詳細は、第2部第2章で詳しく述べますが、平成24年度に実施した同調査と比べると、「役員（活動の担い手）の高齢化」や「役員（活動の担い手）を発掘するのが難しい」といった人材に関する状況に大きな変化はないものの、「活動場所が確保できない」「福祉活動の優先順位が低い」「地域でどのような福祉課題があるかわからない」「福祉活動について役員間で理解を得るのが難しい」といった項目はゆるやかに減少しており、住民協議会や地域の中で、福祉活動の取り組みへの理解が進みつつある状況が伺えます。

第4節 第3期松阪市地域福祉計画の方向性

- 「『我が事・丸ごと』地域共生社会」という方向性や社会福祉法の改正を踏まえれば、平成30年度からの第3期松阪市地域福祉（活動）計画（以下、「第3期計画」という。）には、これまでの地域住民を主体とした活動とその支援体制のみならず、専門職による包括的な支援体制の構築を位置付けていくことが必要です。
- もちろん住民参加で決定した、第1期計画及び実践プランにおける市や社会福祉協議会、住民が主体となって取り組む様々な活動は依然として重要なものであり、それらの継続と推進を前提に策定することは言うまでもありません。
- また、社会福祉協議会は、前述のとおり平成21年3月に「小地域福祉活動計画」を策定し、43のおおむね小学校区ごとに福祉活動を支援してきました。
- 策定後、住民協議会が市内に設立され、同協議会としての将来像を描いた「地域計画」が平成27年度から地区ごとに策定されています。
- 地域計画策定のプロセスには「小地域福祉活動計画」をベースとしながら協議が進められており、策定後、2つの計画を統合する形で整理をしている地域もあれば、2つの計画をそのまま存続させる地域もありました。
- 一方で、類似した計画が存在することに対し、推進のあり方等についての課題も生じていました。

- 「松阪市小地域福祉活動計画」は、策定から 9 年が経過し、計画としての地域福祉活動を推進するための役割は、おおむね達成されています。そこで、第 3 期計画策定と同時に「小地域福祉活動計画」を見直すこととしました。
- 「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条を踏まえ、社会福祉協議会が住民や関係機関と相互に協力をし、福祉でまちづくりを推進することを目的とする実践的な活動・行動計画です。
- つまり、「地域福祉計画」は市全体の理念やしくみを掲げる計画であるのに対し、その具体的な取り組みを実現・実行する計画が「地域福祉活動計画」であり、相互に補完、補強し合う関係の計画です。
- 市では、第 3 期計画を策定するうえで、市と社会福祉協議会が地域福祉の理念や活動の方向性を共有し、相互に連携を図ることで、それぞれの役割・機能を活かしながら実践力を高めていけるよう 2 つの計画を一体的に策定します。
- 本計画「第 3 期松阪市地域福祉（活動）計画」では、本第 2 部を地域福祉計画とし、市の地域福祉の基本理念と、市が取り組む施策を定め、第 3 部を地域福祉活動計画として社会福祉協議会を中心に住民や地域、その他の民間の社会福祉を推進する団体と推進していく具体的な取り組みを定めます。
- 施策の展開は、「松阪市総合計画」をはじめ、「松阪市高齢者保健福祉計画・松阪市介護保険事業計画」「松阪市障がい者計画」「松阪市子ども・子育て支援事業計画」「松阪市健康づくり計画」など、保健福祉分野における各計画と整合性を図りながら推進していきます。



〔図 1 他計画との関係図〕

第 5 節 第 3 期松阪市地域福祉（活動）計画の期間

- 本計画の期間は、平成 30 年度から 2022 年度（平成 34 年度）までの 5 カ年とします。